

議案第 20 号

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

令和 6 年 8 月 8 日に人事院から国家公務員の給与の引上げが勧告されたことに鑑み、本市の任期付職員についてもこれに準じた改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円
7	864,000円

第7条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第7条第1項中「、第8条の4及び第17条の6」を「及び第8条の4」に改め、同条第2項中「第2条、第16条第2項及び第17条の3第2項」を「第16条第2項、第17条の3第2項及び第17条の6第2項第1号」に改め、「、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第17条の6第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項中「、夜間勤務手当及び勤勉手当」を「及び夜間勤務手当」に

改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第6条第1項の規定 令和6年4月1日

(2) 改正後の任期付職員条例第7条第2項の規定 令和6年12月1日
(給与の内払)

3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。